

第 68 回大磯町都市計画審議会 会議録

日 時 : 平成 21 年 3 月 24 日 (火) 午後 2 時～午後 4 時 40 分
場 所 : 大磯町本庁舎 4 階第 1 会議室
出席者 : 11 名〔野澤委員、簗島委員、土橋委員、塚原委員、今井委員、重田委員、原田委員、関野委員、大倉委員、内田委員、添田委員〕
傍聴者 : 14 名

1 開 会

あいさつ (まちづくり課長)、県職員紹介 (平塚土木事務所 4 名)、事務局紹介

※ 以後の議事進行は野澤会長

- ・ 会議を公開とすることに決定
- ・ 傍聴者 (14 名) 入場
- ・ 資料確認

2 議 題

- ・ 議案第 62 号 大磯都市計画公園 第 7・4・1 号大磯城山公園の変更について

【会長】

それでは議題に入ります。本日の審議案件は 2 件です。まず新規案件である議題 1 の議案第 62 号「大磯都市計画 公園 大磯城山公園の変更について」の審議に入ります。冒頭で申し上げましたように、旧吉田茂邸は一昨日の火災により邸宅が全焼する不運に見舞われましてしまいました。これまでの条例縦覧手続き等の報告を受けた上で、「被害状況の報告」や「今後の公園事業計画の見直し」等と併せて、最初の審議を行いたいと思います。

この議案に対しまして、本日の審議の趣旨は、大磯町まちづくり条例第 18 条第 6 項の規定により、町長が本件公園に関する「都市計画の案」を作成するに先立って作成した「都市計画の原案」について、当審議会が意見を求められているというものでした。2 月 25 日付けで、町長から当審議会に諮問を受けておりますので、事務局に諮問及び提案理由の説明をお願いいたします。その内容ですが、被災に伴いまして被災後の現況と一致していない部分がありますが、修正する時間はありませんでしたので、とりあえずそのままとしておいてください。

○ 事務局説明

- ・ 諮問文朗読 (都市整備部長)
- ・ 議案提案理由説明 (都市整備部長)
- ・ 詳細説明 (都市整備課公園みどり班副主幹)
- ・ 意見書の概要及び町の回答並びに説明会の概要の説明 (まちづくり課まちづくり班副主幹)
- ・ 被害状況の報告 (まちづくり課長)
- ・ 今後の公園事業計画の見直し (神奈川県平塚土木事務所)
神奈川県平塚土木事務所の説明事項の骨子

- ・ 今回の事態について、知事もコメントしていますように、歴史的価値のある貴重な文化的資産であります旧吉田茂邸の本邸が焼失してしまったことは、大変残念なことです。
- ・ しかしながら、県では、旧吉田茂邸を国民共通の財産として後世に末永く伝えるべきであると考えまして、今回審議して頂きます大磯城山公園の拡大区域として来年度から国の支援を受けまして、整備していく方針でございます。
- ・ 本邸という重要な構成要素が失われましたことは損失ではございますが、緑地や庭園の価値も高いことから、県としては、これまでどおりこの地を都市計画公園として確保する必要性は変わらないという認識でございまして、今後も必要な手続きを順次進めていきたいと考えています。
- ・ 焼失した本邸については、何らかの形で、歴史的文化的価値を後世に残していく施設を今後国、大磯町、現所有者の西武鉄道等と相談をしながら検討して参ります。
- ・ また、来年度に土地所有者から土地を譲っていただく方針を受け、これまでのスケジュールどおり事業を進めて参りたいと考えておりますので、計画内容につきまして町都市計画委員の皆様にご理解をいただきたくお願い申し上げます。

○ 質疑

- ・ 議案第 62 号 大磯都市計画公園 第 7・4・1 号大磯城山公園の変更について

【会長】

ひととおりの説明が終わりましたので質疑に入ります。御質問のある方はいらっしゃいますか。

【委員 A】

一つ訊きたいのは、今、県職員の方から今後の方針が示されたのですが、平成 20 年の 2 月 7 日県知事に提案書をもってお願いしてきたのですが、一昨日の火事をもって事情が 180 度変わってきたということもまた事実です。残った区域にまだ価値がある、いやもう価値は無いというのは、人それぞれの判断があるとは思いますが、そういうことが起こりましても、町も県も一度決めたとおりに進んでしまうということとはよくあることだと思うのですが、問題は新聞で見るところ、大磯町長が「再建」という言葉を使ったり、それが事実かどうかを本人にはまだ確認していませんが、再建するということになりましたらその費用が 10 億円を超えていると言われています。一回動き出した計画をどうしてもここで認めて欲しいと言うのか、まだ一昨日の火事ですから、町も県もおそらく右往左往しているのが現状だと思います。もう一度、今後どうしていくのかきちんとしたスケジュールを町、県、国、所有者で話し合っただけで最終的に決まった段階で審議して欲しいのか、そのあたりを町、県に伺いたいと思います。

【神奈川県】

ただ今、今後のスケジュールのことや計画内容についてしっかり話し合っただけで固めてほしいとのお話をいただきましたが、もともと土地につきまして現所有者の西武鉄道から県は購入することとしておりました。土地に付随する資産である建物等については無償譲渡されるものとして契約しようとお話し合っただけでまいりました。県の計画は緑地保全、緑地拡大であり、文化的歴史的地域エリアを拡大するという方針は知事の発言が新聞報道されているとおりに変わ

っておりません。したがって、本邸の焼失前と焼失後とでは後世への残し方が変わることに
ついては検討を進めますが、もともとの計画が変わったわけではありませんので、計画ど
おり事業を進めたいと考えております。

【委員 A】

今の説明で県の考え方はわかりました。町のほうは、当初から言われていたのは焼失した
旧吉田茂邸は今後町が管理しながら活用していくというものでした。県の計画は緑地保全と
のことでしたが、町としては相当力を入れていくとかがっていた本邸がなくなってしまう
て、町の目的はどう考えてこれから進むのか、そのあたりをお聞かせください。

【事務局】

町としましても町長コメントが新聞報道されておりますとおり「再建」又は「復元」とい
うかたちで、国及び県に要望してまいりたいと考えております。やはり建物があってはじめ
て吉田茂を偲ぶことができると思いますので、何らかの形で再建に向けた努力をしていき
たいと思っております。先ほど神奈川県から緑地保全・拡大の計画説明をいただきましたが、
緑地、庭園が一体となった中で町として施設管理をしていかなければならないと考えてお
りますので、建物は是非再建なり復元していただきたいと願っております。以上です。

【委員 A】

町の姿勢をうかがいましたが、本職ではないので私が言っていることが正しいかどうかは
わかりませんが、問題は再建に必要な金額がどのくらいかかるだろうかということです。巷
では 10 億円以上かかるのではないかとのお話もあります。私自身どのくらいかかるのかわかり
ませんが、仮に 10 億円とか 15 億円が必要であるとして、国や県と話し合っていく中で、強
い気持ちで、どうしてもあそこにそれだけの巨費を投じてでも建て直したいのか。金額もこの
くらいかかるということ把握しているのか。ただ所要経費もわからずに再生したいと願っ
ているだけなのかを伺います。

【事務局】

再建に向けての所要額は試算しておらず未確定です。これまであった姿のままに復元する
のか、あるいは部分的に残していくのか、そうした課題について検討していく中で費用を算
定していくこととなります。町としてこのような形にしていきたいという姿を決めていく中
で、国や県に要望をだしていきます。以上です。

【会長】

ほかの委員の方から質疑や御意見はありませんでしょうか。

【委員 B】

被災当日私は現場に参りました。その場で松沢県知事「公園構想はそのまま続行していき
たい。それについては皆さんも御承知おきください」というコメントを頂戴いたしました。
皆さんの知恵を頂きながら国とも地域とも話し合っていきたいとの知事のお言葉をいただ
いております。報道されたことでもありますから、聞き間違いのないことと思います。大変良
かったと、現在我々が検討している計画がこのまま遂行できる土台が一つできたのではない
かと解釈して、私は喜んでおります。そのあたり是非、計画どおり続行していただきたいと
願っています。

【委員 C】

会長、確認させてください。当審議会は公園面積が約 7.0 ヘクタールから約 9.9 ヘクター

ルに変わることにに関して審議する場ですね。連絡橋建設の是非も審議対象項目に含まれますね。

【会長】

そうです。

【委員C】

これまでの委員発言については理解するところではありますが、ここから先の審議では、面積変更がいかげなものか、あるいは連絡橋建設がいかげなものか、といった問題を審議していただきたいと思います。このようなことを申し上げます理由ですが、私自身が旧吉田茂邸をどうやって残してどのように利活用していくかを検討する審議会に加わっておりまして、先ほどの事務局説明にありました松林の再生やバラ園の再生とともに、国道一号を跨いで連絡橋を架けることが既存の城山公園と旧吉田茂邸敷地を一体的に運営するのに有効であるということ、かなりの数の委員が支持しまして町長が知事にお渡しした提案書の中にも記載した経緯があるからです。私は、両区域を一体化するためには、連絡橋は必要ではないかなと考えております。以上です。

【会長】

ほかの方がいかがでしょうか。

【委員D】

今御発言のあった連絡橋のことですが、冬の夕方などに現地で国道と町道の横断のため信号待ちをしていますと、耐え難いほど寒くて、しかも長時間待たされます。皆さんに公園を一体的にお使いいただくということであれば、多分、架橋は避けて通れない問題なのではないかと考えます。

提出された意見書に対する都市計画決定権者の回答にも同様のことが言われていましたが、出光ガソリンスタンドがあった場所に集合住宅が建設された段階で、景観的にはかなり阻害されてしまいました。だから、何を造ってもいいだろうという問題では勿論ありません。それでも現状がそうになっている以上、公園を一体的に利用する方の利便性を図るべきであろうと考えますので、私も連絡橋を設置することに賛成いたします。

【委員E】

提出された意見書の中で、連絡橋と近隣の集合住宅とのプライバシー侵害の関係が議論されましたが、連絡橋の高さがどのくらいになる予定かをお聞かせください。

【神奈川県】

国道一号路面から連絡橋の底部までの長さは、現時点では5.7メートルを予定しています。東から西にかけて標高が下がっていく場所ですから、近隣の集合住宅では2階から3階に位置することになるものと想定します。

連絡橋を渡る人間の目の位置を1.5メートルと仮定しますと、目線の高さは7メートルくらいの高さになるものとお考えください。

【委員E】

意見書を提出された方の多くが連絡橋建設に伴う景観への悪影響を指摘されています。近隣住民の生活が覗かれるおそれがあるとの意見もありました。しかし、道路を切通しにしたりとかした中で自然の景観自体は徐々に変わってきて、今に至ったものです。一番知りたいのは橋のデザインをどのようなものにするのかということです。最初にイメージを作り過ぎ

てはいけないという御意見もあるかとは思いますが、厚木森の里の県立七沢森林公園で森の里から七沢温泉に向かう道のトンネルを出たところにかかっている連絡橋（事務局注：「森のかけはし」）があってクリスマスの時期になるとリースを下げたりしているのですが、それをどうしても思い浮かべてしまいます。あのような景観上妨げにならないと思われる橋であれば、かえって観光のポイントになるのではないかとイメージしてしまいました。橋のデザインはどのようなものにする予定かをお聞かせください。

近隣の集合住宅に対しては正面に位置するのではなく側面に位置することになります。どのくらいマンションを覗き込むかたちになるのかは調査されましたでしょうか。

【神奈川県】

厚木森の里の連絡橋は高い位置に架けられています。今回計画されている連絡橋は道路路面から5.7メートルですので、信号機の高さよりも少し高いものをイメージしてください。既存の公園管理事務所の垂直位置から旧吉田茂邸の敷地にバリアフリーの基準に合うようにスロープさせていったところ、常識的にその高さになったというのが理由です。現時点では計画ですので、御意見があればまだまだうかがっていきたいと考えます。まだまだ検討可能です。景観的な問題については、公園整備に関する委員会を設立して検討したのですが、景観については充分配慮する連絡橋にするよう御意見をいただいております。県もそのように考え景観に配慮する予定です。景観に配慮すると言いますと、どちらかというときスレンダーなイメージ、太くないイメージの連絡橋を架けることが景観上は最も望ましいと考えております。

近隣の集合住宅住民の方から見て歩行者の視線がどの位置に来るのかという御質問についてですが、詳細な調査はまだしておりませんが、都市計画の原案において常識的な離隔距離はとっているものと県では考えております。連絡橋が旧吉田茂邸敷地に接した後は、スロープをなるべく樹木の中に入れて道路空間の中に出すよりも森の中に入れて、自然な形のスロープになるようにして、正門の横に降ろしていくことを考えております。

【委員E】

スレンダーなイメージというのは、例えばエッフェル塔のアーチのような鉄製のものを想像してよろしいのでしょうか。

【神奈川県】

外観では木目タッチというように委員会からは言われているのですが、実際に詳細設計を行っておりません。ただ、スレンダーな形というのは鉄製に限らず、コンクリート製もあります。形状はいかようにもなるようですので、金額の問題などを勘案しながら決めていくことになると思います。

【委員E】

説明ありがとうございました。

【会長】

ほかに何かありませんでしょうか。

【委員B】

連絡橋に関しては安全性が当然必要だと思うのですが、特に切通しのところの強風対策については何か御検討いただいておりますか。

【神奈川県】

詳細な設計では「風加重」というものを調べます。歩道橋自体に風を当てて転倒しないことを確認しなければなりません。詳細設計をしていく中でちゃんとした配慮をしてみたいです。

【委員B】

ありがとうございます。わかりました。

【委員A】

一つ訊きたいのですが、当初から「高架橋」という手法を採用することで議論が進んでおります。しかし、例えば片瀬江ノ島駅から国道134号の地下を通過して新江ノ島水族館に行く40メートルもある地下通路に比較すれば、城山公園と旧吉田茂邸敷地との距離は全然短いものです。みんなが景観、景観と問題にするのであれば、むしろ地下を通すことの検討はなされなかったのでしょうか。

【神奈川県】

もちろん横断施設は、地下、地面、上空のいずれかに設けられることとなります。県で管理している立体横断施設は地下と上空とがありますが、地下に設置する場合は防災・防犯上の問題が大きくなります。委員の御質問にあった江ノ島の地下道は、新江ノ島水族館が「占用」しております。民間管理であるため、所定時刻になると閉門施設して通行を止めることもできます。仮に国道施設の一つとして横断用地下通路を整備するとなれば通行時間を制限することは難しいですし、先ほど城山公園管理事務所の高さや吉田茂邸敷地の高さを合わせて緩やかなスロープになるように連絡橋を計画していると御説明しましたが、バリアフリーの観点からも地下通路ではなく連絡橋のほうが望ましいものと考えております。

【委員F】

私事ですがこのところ椎間板ヘルニアに苦しんでおまして、時折車椅子を利用します。このような生活に突如なってしまうと、つくづく生活の中で福祉のためには場所が広く必要だなと思っています。通常の斜面でも自力で上がっていくのはかなり大変だということを実感しています。そのような自分がこのような公園施設を利用しようと思った時に、スロープの角度の問題や道幅の問題は切実です。予算の問題はあるでしょうし景観への配慮も大切ですが、どうしても車椅子同士が連絡橋やスロープですれ違うに当たって十分な幅を持つ施設が整備できるのか気にかかります。こうしたことに御配慮いただいてどうか素晴らしいものを造っていただきたいと願っています。

【神奈川県】

詳細設計はまだなのですが、車椅子が自由に行き来できる幅員である2メートル以上のものとするのは勿論のことです。健常者の方も歩きますから、さらにその分を加えた幅員を確保したいと考えて検討してみたいです。

スロープについては現在12パーセント、8パーセント、5パーセントと様々な基準があるのですが、乳母車を押して歩ける勾配というのが5パーセント未満です。国の道路づくりや様々な公共施設で目指しているという勾配が5パーセント未満なのですが、このたびの公園整備でもそれを目指して努力をしてみたいと考えています。

【委員F】

今のような生活を体験してみて、一人ではごく緩い傾斜でも付添人無しで上がるのはかなり大変なことなのだとしみじみ感じます。是非利用者の誰にとっても優しい施設になってほ

しいと願っています。

【会長】

まったくそのとおりです。

【委員G】

私も橋を架けることに賛成ですが、公園の付随施設ということで景観的にもおしゃれなものにするなど、単なる歩道橋で終わらないものであればいいなと思います。昨日もあの傍を通ったのですが、近接する集合住宅があったり旧吉田茂邸敷地裏山に生えている松が国道一号路面に半分ほどせり出していたりで、切通しから富士山を見ようと思っても片側は集合住宅、もう片側は樹木の張り出しで見られません。今後の公園整備の中で樹木の管理のことも考えていただきたい項目です。連絡橋について言えば、多数の公園利用者が双方向的に横断している姿を国道や町道の走行自動車に乗る人達が見て、「おしゃれな橋だな」とか「さすがに公園の橋だな」と言わせる、遊園地に行ったみたいな印象を持たれるようになってほしいです。ただ道路を渡るためだけに終わらず、先ほどお話ができた車椅子を使う方でも支障なく自由に行き来ができるようなものにしていただきたいです。

【会長】

ほかの方がいかがでしょうか。もう質問が無ければ、最後に私から一つ二つ確認させていただきたいことがあります。

一つは、連絡橋の位置が都市計画原案のとおり決まった理由を説明してください。

もう一つは、駐車場の南側に私有地が食い込んでいる箇所が残っていますが、ここを何とかして公園区域にすることはできなかったのか、ということについてです。

【神奈川県】

まず連絡橋の位置についてですが、県としても、集合住宅に一番近いところに石垣が積まれている歩道溜りがありまして、ここは私有地ですがここを利用させていただいて連絡橋の橋脚を造らせてもらい、連絡橋の橋桁を二つのスパンにして渡したいと考えておりました。これが構造的にも、コスト面でも県としては理想的でした。

当然近隣住民の皆様の声を聴いていく中でちょっと理解や承諾を得るのが困難であると認識するようになり断念しました。その後、今の都市計画原案の位置と公園区域の北東端につなぐ位置の二つについて検討いたしました。公園区域の北東端につなぐ位置に連絡橋を造りますと崖地を切り込む大工事になりまして、公園の拡大予定区域についても斜面地を切り開いていくような工事になるため、採択しませんでした。都市計画原案の位置であれば、旧吉田茂邸敷地内の樹林をかいくぐりながらスロープを造って正門前に接地できるのではないかとというのが検討会での結論でした。

二つ目の私有地に関するお尋ねについてですが、ここには民家がございましてたまたま法的な規制が効かない以前に建替等の建築確認が下りまして、協力要請はしたのですが、法的な規制ができなかったためやむをえなかったのですが新築工事が進んでしまいました。理想としてはここを公園に組み入れるのが望ましいのですが、様々検討した結果、区域除外しました。

【会長】

ありがとうございました。二点目の問題は個人所有地の問題ですので仕方ないとは思いますが、一点目の連絡橋位置の問題は三つの選択肢から現状を一番変えないで済むルートを選

んだという理解でよろしいでしょうか。

【神奈川県】

現状を変えないということと、集合住宅から橋桁の位置を離せるだけ離すことの二点を勘案して選択しました。

【会長】

わかりました。

もう一つですが、これは都市計画の決定とは直接には関係の無いことかもしれませんが、先ほどから委員の皆様から連絡橋のデザインについて質問が寄せられていましたが、これから計画を進めていき、設計する時点で町民の皆さんとコミュニケーションをとる、例えばワークショップを開くとか、あるいは幾つかの案の中から町民の皆さんが選ぶようにするとか、そういう手法は考えておいでですか。

【神奈川県】

考えているかと問われますと未だ考えておりませんとお答えせざるを得ないのですが、通常は近接施設となる集合住宅在住の皆さんを含めた地域の方々と十分に話し合いをしながらデザイン等に御理解を賜らなければなりません。ですから、会長がおっしゃったようなワークショップ形式は考えておりませんでした。案を提示して住民の御意見を頂いてから詳細な設計に取り掛かるようなステップは当然踏んでまいりたいと考えております。

【会長】

せっかく造るのであれば町の皆さんが誇れる新しいいいポイントを造れるように願いますし、そのためには何よりも住民が関与しているということが何より重要ではないかと考えます。是非、大磯町とも連携してそのように取り計らっていただきたいと思えます。

ほかに御意見はありませんか。

それでは意見も出尽くしたようですので今日の質疑を終了したいと思います。これまでの議論をお聴きしておりますと町から原案として示されたものから、焼失によって「現存する建物」といった表現は変更せざるを得ない状況になっておりますが、その他の点については、強く修正を要望する御意見はありませんでしたので、「現存する建物」とか「建物」といった表現の修正を委員の皆様にご了解いただき、その次のステップに進みたいと思えますが、よろしいでしょうか。

【全委員】

(了承の声)

【会長】

それでは今後の手続きについて事務局から説明をお願いします。

【事務局】

本日の審議が終了した後は、都市計画法に基づく法定縦覧を来年度の5月1日から5月29日までの4週間まちづくり課（4月1日に「都市計画課」に組織改編）の窓口で実施します（※ 都市計画審議会の後、事務の都合により5月11日から6月8日までに変更。広報おおいそ5月号に掲載）。また、その期間中の5月17日（日）午後1時に町保健センターにて説明会を開催を予定しております。

その後、次回都市計画審議会を6月30日（火）午後2時から予定しておりますので、委員の皆様には是非出席いただき、審議をお願いします。

【会長】

このような予定ですので、次回もお集まり願います。

前回もお話しましたが、大磯城山公園については、県立公園ではありますが、町の都市計画決定案件となっています。これは、都市計画法第15条と都市計画法施行令第9条に「公園で面積が10ヘクタール以上のもの」であれば広域の見地から決定すべき都市施設として都道府県が決定し、それに満たない公園を市町村が決定すると規定されているためです。もちろん県立公園であるため整備事業そのものは神奈川県が実施します。

委員の皆様には御相談があるのですが、次回審議会においても、公園整備事業を実施する神奈川県の担当職員に出席を求めたいと考えます。この場で委員の皆様には了解をいただいた上で招請したいのですが、いかがでしょうか。

【全委員】

(了承の声)

【会長】

それでは県職員の皆様には次回も御出席のほどよろしく申し上げます。町の事務局は必要な手続きをとってください。県職員の皆様は退室いただいて結構です。どうも御苦勞様でした。

3 議 題

- ・ 議案第61号 大磯都市計画地区計画 万台こゆるぎの森地区地区計画の決定について

【会長】

それでは続きまして、議題2の議案第61号「大磯都市計画地区計画 万台こゆるぎの森地区地区計画の決定について」の審議に入ります。

前回からの経緯を踏まえて、事務局から説明をお願いします。

○ 事務局説明

- ・ 詳細説明（青木まちづくり課主幹）
- ・ 意見書の概要及び町の回答の説明（青木まちづくり課主幹）

○ 質疑

【会長】

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。

【委員A】

資料に基づいて丁寧な説明をしていただきましたが、これだけの町民の方の意見を短時間で飛ばし飛ばしで説明を受けるのは、この都市計画審議会の持つ意味からして非常に残念に思います。町民の意見こそ、一週間前、せめて5日前くらい前に頂いて、審議会の前に一つ一つ検討させていただきたかったというのが本音です。町民の意見というのは本当に大事なんですよ。大量にあるものを、今日かいつまんで話すということは、私は町がこの審議会をどう思っているのか、その姿勢に疑問を感じます。

さて、資料2で都市計画の大磯町決定ということになっていきますけれど、3月19日の朝日、読売、毎日新聞に一斉に報道されたとおり万台こゆるぎの森の学校関係の契約が、要するに

行き詰ったということが載りました。これがなぜ本日の審議に関係があるかと言いますと、地区計画の目標で、「万台こゆるぎの森など自然を活かした一体的な整備、環境教育、自然と触れ合う場としての整備と活用」ここまでは私も許せるのです。問題は下から2行までの記述です。「大学と本地区及び本地区周辺の地域特性に配慮することに加え、大学等と本町との協働の下に教育文化施設立地及び適正な利用を図る。」土地利用、教育文化施設、いつの間にかすべて教育、教育、教育施設。というのは、もう町民もほとんど知っていますけれど、国際学園を呼ぼうとしていることでしかないからです。民活は誰でも賛成です。しかし、都市計画審議会にはっきりと既成事実を突きつけるという形で、そこまでは明言するつもりはありませんが、都市計画審議会の手続きが済んでしまえばいいという姿勢で町はいるのではないかと。議会で否決された法案です。寄宿舎を建てる学校を建てるのか。委員にただ示してそうですかと了解を取ればいいものではないでしょうか。この13日私も地域説明会に参加しました。「地域の特性をと書いてあります」がこの地域、つまり馬場地域の区長さんからの呼びかけで国府支所の2階で説明会が開催されました。地域には事前に話が全く無くて、契約も済んでいないのに現場ではどんどん工事が進められています。都市計画審議会に付議していますが、町は次々と手を打って、町民の理解が得られない、議会の理解が得られないことを進めて行っています。議会の議長から町の姿勢はまったくの議会無視であるとの書状が発せられているはずですが。審議会に対しては当然のことを書いて提出していますが、正直に既成事実化を進めていることもちゃんと説明したらどうですか。その当たりの見解を聞かせてください。

【事務局】

確かに国際学園との契約内容について町の説明不足がありました。委員御発言のとおり民活については議会の中でも理解を頂いているものと考えます。ただ、国際学園との50年間定期借地権についていろいろな問題があるので、そうした問題をよく議会に説明して理解を得た上で進めるようにとのこともうかがっています。契約締結前に地元や議会に説明してまいります。

ですので、地区計画は地区計画として、民間活力を利用して整備についてはいいとしても、契約についてだけ問題が起きていると解釈してよいでしょうか。

【委員A】

例えば町の姿勢もこういう大事な問題で、大変な数の町民の意見を刷ってくれたはいいけれどぼっと机の上に置くだけです。事前に全部読んで調べてから来たかった。膨大量の一部だけを今日読み聞かせ、町側はこうだこうだと説明を聴かされるだけなら、私たちは何で都市計画審議会委員をやっているのだから、意味が無いではありませんか。

質問ですが、町側は説明を地域にしたと言いますが、地域では全く聞いていないのです。1月25日に条例説明会がありました参加者の怒号で進まなかったのは皆様御存知のとおりかと思えます。何がなんだかわからなかったというのが事実です。その後1月30日でしたが馬場で行われた説明会がありました。私は結果がわかっていたので行かなかった。ここでも怒号で物凄かったと聞いています。町はあっちでやったこっちでやったと言いますが、まだ2箇所を開いたしか聞いていません。しかも2箇所とも怒号の中です。やはり、町の対応に対して大きな怒りを感じている。その現実を踏まえて、資料を揃えてこの審議会に出していただかないと、委員の皆様が町民の声を知らないままに、町の説明だけを聴いて議決

することになります。町の姿勢をしっかりとさせてほしいです。机上に資料をぽんと置くだけでは駄目だということです。

【事務局】

1月25日の説明会や馬場地区の説明会では、土地利用についてではなく、あくまでも国際学園との契約の問題について疑問があり納得できない部分があるから、契約をすることについての怒号が飛んだものです。土地利用についての質問はほとんどない状況でした。そのように確認しております。委員がおっしゃるような土地利用についての意見であれば説明できましたが、土地利用でない質問があったので答えられなかったのが事実です。

【事務局】

資料5の意見書についてもなるべく早く提出したかったのですが、締切りが3月17日であったため、資料作成と配布が審議会当日になってしまったものです。地区計画に関係する意見はAからJまでです。説明が悪かったかもしれませんが、皆様の意見を分析して、多かった意見を紹介してもらいました。御理解ください。

【委員A】

地区計画と契約を別に別にと言うのであれば、それで結構です。しかし、この地区計画ができて、ようやく開発行為や建築確認ができるようになります。現実には、国際学園がどんどん「補修」工事をやり始めています。開発、と言ってしまっただけではいけないかもしれませんが、ところが、町民は何も知らない。それが現状だからこそ、町も町民が納得するかたちで進めてほしいのです。ところが地区計画の中には大学や学校の利用と限定しています。民活利用は議会でも認めていますが、学校で特定することは議会は認めていません。そのあたりは、はっきりしてもらわないと困る

【事務局】

地区整備計画は今回審議会ですべて出しているわけではありません。1月はじめの原案縦覧から変えていません。説明が悪くてご迷惑をかけていますが、当初からこの内容で示してまいりました。

【委員D】

今回、地区計画の審議のため委員が集まりましたが、私はそもそもマリア修道院跡地を町が買ったのは正解だったのかどうかをずっと考えておりました。といいますのも、あそこは開発の出来ない土地だからです。開発ができない理由は、道路がないことにあります。道路が無くてあれだけの大規模な土地の開発することを、県は絶対許可しません。ですから、開発をする・しないという問題が、今でてくることのほうが不可解です。町がマリア修道院跡地を買ったときに、不可能であることを議会も町も承知していたはずだと推定せざるを得ません。そのままでは開発不能であれば、ここで地区計画をきちんと決めて、それに則って開発する以外に手段はありません。

大規模開発をする際に、今どこでも問題になるのは実は排水のことです。相手の学校法人に対して排水計画を町がどのように指導するのかの議論が抜けています。緑化率、建蔽率、容積率、高度制限ばかり説明されますが、対象地の面積が巨大な分、給水と排水が一番の問題ではないだろうかとは考えます。無論、こうした項目が地区計画や地区整備計画と直接関係がないからかもしれませんが、町の見解を伺いたいところです。

それから、あそこを大規模開発する場合に、県が許可するかどうかを伺ってごらんになる

といいです。

【事務局】

給水については、マリア修道院建設時の井戸を使います。現在も今後も井戸水を使って給水します。排水についてですが、汚水は合併浄化槽で処理した後、マリア道（注：町道西小磯1号線）の側溝に流します。雨水は地中に浸透させる予定です。

次に道路整備についてですが、平成17年度から総合計画等の中でマリア道の整備計画を進めています。平成23年度までに9.5メートルの道路を拡幅整備するため、今測量調査している段階です。道ができた後に建築や開発の申請をする予定です。

【事務局】

大規模開発に係るお尋ねについてですが、市街化調整区域ですので基本的に抑制される地域です。地区計画を策定すれば何でもできるわけではありません。また、県の同意指針に沿ったもので、県の同意が得られなければ地区計画を定めることもできません。

逆に言えば、道路が整備されているのに地区計画が無いと闇雲に乱開発されてしまうおそれがあります。市街化調整区域の特性を担保しながらも、許可対象を絞り込むのが地区計画の趣旨です。策定されてしまえば、それ以外のはできなくなります。それが県の同意指針の趣旨です。町もそれに則って緑地を保つよう制限を加えながら、学校を立地させるのが提案の内容です。

【会長】

ほかの方がいかがでしょうか。

【副会長】

議会と町の提案事項が噛み合っていないということは、新聞報道等で承知しています。議会選出委員の立場では双方の視点から発言することもわからなくはありませんが、前回審議会の場でもそうでしたが都市計画審議会でも都市計画法に基づく地区計画の審議をする前の段階の議論をしているように思います。町の財産を活用する、道路が無ければならない、排水が一番の問題、といったこれまでの各委員の御発言はもっともだと思います。町の財産を町の人達が共有して便益を得るといえる点から言えば、スタートとしてはこの地区計画を、住民が承知した中身で、決定していくことだと思います。前回審議した原案の中でいろいろな指摘がなされて、今日説明を受けたように3点の修正がなされました。

私も3月1日に法定説明会に参加して、町民の意見に耳を傾けて聴いておりました。その席で提起された問題としては、開発事業者の業者選定がどうであったかということに終始しまして、そのほかは緑地の保存についての議論でした。都市計画審議会の場でそれらの議論をしても、結論は出ません。

今、土地開発公社の所有地を町が買戻そうとしたのに、買戻しのための予算が否決されると定期借地権に基づく契約ができないことを見越して議会が反対議決したようですが、都市計画審議会の場で議会で議論するような内容を議論すべきではありません。会長のお考えはどうかかわからないのですが、我々都市計画審議会委員は限界範囲の中で、町民が末永く町財産として利活用できるように提案された案に対して、緑を保全しながら利活用を図れるようにするにはどうしたらいいのかということ議論しないと、一歩も前に進めないと思うのです。住民が承知していないことを決定しづらい事情はありますし、全部の問題が連動しているのですが、それでも整理した上で議論するように望みます。

【会長】

私もそのように考えます。

【委員B】

前回の第67回審議会、今回と審議を重ねてきて、我々は町長からの委嘱をもとに原案について検討し、地区計画についてどうであるかの見解を示す立場にあるのだと思います。先ほど副会長がおっしゃったとおりです。

確かに議会と行政の行き違いが随分あったと新聞で報道されていることは承知しています。しかし、その対立構造と地区計画の修正をどこでどのようにやるのかの議論とは、別の次元の問題であることを認識しなければなりません。我々は審議会として答申しなければならぬ立場です。混同してしまったら答申することもできません。

たくさんの人達の意見を集約して説明していただきましたし、実際に町民意見はもっとあるのかもしれない。そうした意見にどう向き合うかは、今後の問題です。都市計画審議会としてやらなければならないのは、上がってきた計画案の検討をじっくりと行い、答を出すことです。何度も同じような堂々巡りをしては意味がありません。私はそのように考えますが、そのことについて他の委員の皆様はどのようにお考えでしょうか。

【委員H】

おっしゃるとおりです。地区計画の決定のために、今回、都市計画審議会の審議が持たれています。資料2に書かれている範囲以外に種々の問題があることはこれまでの議論をうかがっていて承知いたしました。地区計画の内容を決める立場を重視して、資料2の方針がいいのかどうか、地区整備計画の中身が妥当かどうか集中して、それ以外のものについては横に置きながら進めなければならないのではないかと考えます。

【委員C】

今の発言にまったく賛成です。提出されたものを審議するのが我々の役目です。そのために集まり、事前に資料ももらっています。問題点を自分なりに判断し、本日の事務局説明を聴いております。

会長にお願いしたいのは、与えられた条件の中で我々が審議すべきことを審議できるように会議を運営していただきたいということです。

【会長】

ほかの委員のお考えも聴かせてください。

【委員E】

前回も話をしたことですが、地区計画を策定しないとこのエリアの開発が進められないという回答をいただきました。また同じ事を質問してしましますがお許しください。

大磯町の中は、国府地区と大磯地区に二分されます。かつての町村合併の名残です。どうしても大磯地区がいろいろな意味で進んでいて、国府地区というのはいつもその後を追従しているような印象を受けます。少なくとも私には国府地区に住んでいるためか、そのように思われます。

そんな状況の中で、万台こゆるぎの森は国府地区にありますが、「緑の軸」ということでもあり大磯地区と国府地区を繋ぐ重要なポイントです。ですから、もう少し大きな目で見ると必要があると思うのです。例えば、せつかくたくさん費用をかけて道路付けをするため拡幅整備をするなら、この地域全体を活かすようなもっと大きいプランがあってもいいのではな

いかと常に考えています。

確かに、諮問されたことを審議するのが審議会の仕事です。しかし、私が聞いた話で正しいかどうか分からないのですが、この地区計画に国府地区の区長全員が反対したということです。近所の世間話の中でも全員反対のことが伝わってきています。まだまだ住民理解が足りていないのかもしれませんが。

今日審議した内容は、たくさんの人の声が反映して、かなり煮詰まってきたし、精査されてきていると思います。これは非常にいいことです。それでも、説明会に参加した方、意見を寄せた方のそれなりの数が十分な説明を受けていないと思っていることもまた事実です。都市計画審議会が決定を位置づけたからといって、これまで寄せられた声を無視しないということが、一番重要なことではないかと思います。

都市計画審議会ですから都市計画を審議して結論を出すのですが、そこで結論がでたからといって何でもかんでも町は推進していいということではなく、町は十分に説明を尽くして国府地区住民のささくれ立ってしまった気持ちを十分に考慮した進め方をさせていただけるということであれば、ここで都市計画の案に対して賛成していきたいと思います。

【会長】

事務局から何かコメントすることはないですか。

【事務局】

おっしゃられたとおり、地区計画を作って強引に進めるというものではありません。今後も地区計画が策定されることでようやく、地元住民や議会の理解を求めながら、予定する土地利用を図っていけるようになります。何が何でも進めるというものではありませんことは十分に認識しておりますので、どうか御心配ないように願います。

【委員E】

もう一つ確認させてください。町は学校という施設の誘致を進めていらっしゃるようですが、大学をきちんとしたかたちで誘致するのでしたら、現状の案では敷地面積が足りないのではないかと考えました。案では緑化尊重ということで保全のための規制をかけていますが、もしかして国際学園があつた土地を非常に有効に活用ができて、住民が納得するようになれば、もっと利用させる計画にしておくほうが好ましいかもしれません。町中央部の台地上にありますから、景観的に脆弱な場所のため高さ制限こそ緩和してはまずいですが、地区整備計画のその他の事項についてはもっと高度な特典を与えるような計画であってもよかったのではなかったか、その観点から町当局の審議が十分なされてこなかったのではないかと、とも思います。こんなに制限をつけてしまってよかったのかと、反面で考えているところでもあります。

【事務局】

土地利用につきましては、地区計画を作る前に万台こゆるぎの森基本計画を作って、町として緑地を残したなかで整備を図るという基本的な考え方を決めました。良質な学校だから制限緩和をして学校施設の拡充を認めるということではありません。現時点では、どの学校でありましようとも万台こゆるぎの森基本計画に則って緑を残す利活用をしていただきます。

もし、将来的に委員がお考えのように学校の発展整備を町民の多くの皆様が望むような状況になるようであれば、それに合った地区計画に作り直すことで対応するようになります。今後の状況をみながらの判断となります。

【委員 E】

それだけ町が一所懸命考えてこられ、都市計画審議会でも熱心に審議してきたことに、なぜ未だに多くの方が反対しているのかが、私の中では疑問として残っています。反対している人達を納得させた上での地区計画であってほしいと願います。

【委員 G】

私の生家が近隣に何十年も少しばかり土地を持っています。マリア修道院から野村證券が引き継いだ頃の道路は本当に酷いものでした。その後、町有地となり道路にいろいろ改良を加えて少しは入りやすくなりました。それでも、今のままだと、いくら緑を守ろうとしても、ある程度は利用しないとだめかなと思っています。学校誘致がいい悪いではなく、町に計画があるならば、何かしなければいけないだろうと考えていました。

私も中丸地区で副区長をしていますが、国府地区の区長が全員この地区計画に反対というのは本日初めて耳にしました。中丸地区では区長と私は賛成か反対かを決めていませんでしたので、中丸地区以外が反対したということでしょうか。

【委員 A】

中丸地区の区長も出席されていました。

【委員 D】

全員が反対ということではないのではないのでしょうか。

【委員 A】

いえ、全員が反対でした。

【委員 G】

中丸区長も反対でしたか。

【委員 A】

はい。

【副会長】

町が提案して決定しようとするこの地区計画の土地利用の方針の中で「緑豊かな自然を保全しながら教育文化施設を立地させる」、これが町の方針ですが、実際には、あの地区に道が通っていなければ利用のしようも無いでしょう。先ほど他の委員から御指摘があったとおり昭和 29 年に大磯町と国府村とが合併して以来、東だ、西だ、ということが続いています。20、30 年前まだ若かった頃、私は町民有志とともに大磯のまちづくりを考えておりましたが、その当時、寺坂へ抜ける万台の台地は東西両方が融和する唯一の場所だとその有志メンバーは思っていました。その思いが形になって、運動公園が造られ、三井別荘跡は県立大磯城山公園になりました。あそこの立地は非常に重要ですから、町民文化センターをつくろうと当時の有志で検討したこともあります。

星槎大学あり国際学園ありで、話が土地利用の問題を考える以前の段階でもやもやしていますが、あそこの土地利用の方針としてこの地区計画の案は決して間違いではないというふうに私は思います。そのためには緑を保全しながら、景観も眺望も素晴らしいところですし、神揃山という史跡もあります。あの一帯を町はより重要視して、この地区計画をもって開発の着手をして、アクセス道路を南北につなげれば、寺坂・生沢との融和もとれてくるでしょう。あそこはこの計画どおりにやってほしいと私は思います。

ただ、3月1日の説明会を傍聴した際、集まった町民の皆様の疑問の中に開発予定業者へ

の不信と50年先の不確実さのリスクが挙げられていました。都市計画審議会の審議の中身ではないかもしれませんが、これは会長も心配されていらっしゃるのとおり、町民利用の制限については注視していかなければならないでしょう。決定の中で町の役割としてますます緑を守りながらあそこを町民のために利活用することの担保について、開発予定業者への行政指導を議会ともどもやってほしいと思います。

ここで決めるべきことを決めた上でなお、町がやらなければならない仕事はいっぱいある、議会もやらなければならない仕事がいっぱいある、町民が参加すべきこともいっぱいあるわけですから、是非今日の段階でこの審議に結論をだしてほしいと私は願います。

【委員C】

緑を豊かに保全できる規準でこの地区計画の案に異存無しの結論を出すことまでは都市計画審議会ではできますが、それから先、その地区計画に沿ってどう事業を進めるかは町行政の問題です。都市計画審議会の問題ではありません。私も副会長が言われたとおりであると考えます。今後、緑が利用されて守られていくかどうかは都市計画審議会の審議とは別のものとなります。町政の場で行政や議会が考えていくべきことです。

また、「都市計画審議会を通った話なのだから区長や住民は町の言うことをきけ」というものでも断じてありません。

土地利用の審議の前の段階でいろいろな問題があるのはわかりますが、都市計画審議会が提出された案について中期的、長期的判断をするに当たっては、それらと区分して議論をさせていただきたいと思います。

【会長】

意見書の概要報告を拝見すると多くの方がやや誤解されているようです。この地区計画が策定されると何でもできてしまうと思っている節があるように感じます。実はこの地区計画ができることで、逆にがんじがらめに縛っているのですね。何らかの新築なり増改築をしようとするれば全部行政が把握して、その許可を取らなければ何もできなくなります。一般の市街化調整区域であるままよりも、監視をしやすいというメリットが生じるはずなのです。そのために先に地区計画を策定しようと行政は努力しているのではないかと思います。そのことがうまく説明されていないのではないのでしょうか。

【委員A】

この地区計画の目標の中に「大学等と本町の協働の下に教育文化施設の立地及び適正な利用を図ることを目標とする」となっていて、建築物等の用途の制限で「学校」とか「寄宿舍」と決められています。こういうものを削って学校とか寄宿舍を除いての地区計画なら、おそらく納得すると思います。

【会長】

その逆で、建築物等の用途の制限を除いてしまうと住宅が建ってしまうのです。

【委員A】

住宅が建たないように用途制限を工夫してもらえばいいのです。「学校」、「寄宿舍」を前提にして地区計画は立案されましたが、町民からみれば、都市計画の中長期の土地利用方針と、どんな学校が契約相手となるかの問題とは連動しています。この学校の理事長は替え玉受験で新聞沙汰になった有名な人です。その人が教育云々と言っているのです。

【会長】

大磯町は、その学校法人を正規の手続きで選定したわけですね。

【委員 A】

それが町民の不信を呼んでいるのです。

【委員 D】

地区計画で建物用途は決めておくほうがいいです。そのほうがきちんと制限できます。何でも来い、だったらかえって制限しにくいのです。それが地区計画を策定する趣旨です。

【会長】

仮に「学校」「寄宿舍」を外すとして、代わりに何を入れますか。それをすることは、内容を変えることであり、全ての手続きを一からやり直さなければなりません。

【委員 E】

学校、寄宿舍というのはこの地域に一番適した用途として町が考えたものなのだと思います。大磯町民が快く受け入れたい用途と受け入れたくない用途とがあるのではないのでしょうか。例えば墓地とかです。住宅も嫌がられるかもしれません。もしかしたら、悪く言われる住宅も非常にインパクトが小さいものであれば望ましい用途になるかもしれません。

どんな用途が望ましいのか、という辺の議論はされ尽くされたのでしょうか。

【事務局】

調整区域は基本的に建物の立地はできません。農業利用などに限定されています。県の同意が必要です。調整区域を保全するため、県は住宅系の立地は認めていません。学校として万台こゆるぎの森基本計画に沿って手続きを踏んで策定しました。調整区域を担保するのが前提ですけれども、住宅を用途に入れるのは無理でしたから、はなから検討していませんでした。

【委員 E】

住宅を、と申し上げたのではなかったのです。学校以外に県から同意を得られる用途地域（地区整備計画の「建築物等の用途の制限」）はあるのか、無いのかをまず伺います。また、それらの選択肢を検討したのか、いくつかメニューがある中から選んで学校を選択したのかどうかをお教えてください。

【事務局】

市街化調整区域に限って回答すれば、産業系の地区計画、既存宅地を担保する地区計画などがあります。

さまざまな選択肢を比較考量して得た結果が教育機関だったのではなく、利活用事業者の選定をした結果が学校法人だったので、今回は教育文化施設の地区計画としたものです。

【事務局】

経過について説明が足りていなかったかもしれません。再度説明します。

町が平成 15 年に野村土地建物から土地を取得して、野村土地建物のできるだけ緑を残して欲しいとの希望を受けて寄付を受けたり買ったりしました。それを受けて町は暫定対応しながら、利用者からのアンケートをとってきました。そういうものを受けて万台こゆるぎの森の整備の方針計画をどうしたらいいだろうかということ提案しまして、ワークショップをつくって基本計画を策定していったということです。その中での活用方法としては、できるだけ緑を残しながら活用する、最初は行政・住民主体で整備するとどういものができるか、住民は何ができるかということをお話ししました。ただ、行政主体で進める場合、そこにか

かる費用が相当なもので、この財政難の中で緑も残す、活用もするという中で、一つの手法として民間活力を利用したらどうかということも基本計画の中に記載されました。それが今回の地区計画の背景でもあります。無論、万台こゆるぎの森基本計画は、総合計画やまちづくり基本計画の市街化調整区域の利用方針から外れるものではありません。

民間活用するために活用事業者を募集してみましたところ、2者から提案を受けました。乗馬クラブと学校です。各々審査したうちでは学校が望ましいと町が選定しました。選定結果等は広報周知、議会周知いたしました。万台こゆるぎの森整備活用計画が前提となつての今回の地区計画です。

【委員A】

今経過説明を受けましたが、町職員はもっと以前のことについて胸に手を当てて思い出してください。庁舎がいよいよダメになってしまつて、なんとしても庁舎をあそこへ移したい。皆さん知っているはず。三つの候補地のうちの一つだったのです。学校を新しく誘致するというものではなかったはずです。町長が代わる都度言うことがころころと変わってくる。町職員は庁舎建設予定地のことも知っているはずです。

経過説明をするというのであれば、そういうこともちゃんとはっきり言ったほうがいいですよ。過去の事実なのでから。

【事務局】

議会選出委員にはその際に庁舎対策委員長として御活躍いただきました。万台こゆるぎの森は庁舎移転先候補として位置づけられていました。万台こゆるぎの森整備方針のときには、庁舎については耐震補強をして一時的にしのぐということで庁舎移転問題については落ち着きました。その後で万台こゆるぎの森整備計画が皆様のお知恵を借りて策定されました。

庁舎移転問題があったことは事実ですが、万台こゆるぎの森整備計画と庁舎移転問題とは切り離されています。

【委員A】

今の認識についてですが、前町長がどうしても買うのだと買って購入しました。その時はこの庁舎を緊急に応急的に耐震補強してしのぐことになりましたが、とにかく庁舎を移そうとはしていました。それが現町長に代わったら庁舎このままにするという方針です。

その都度その都度町は変わって、正当性を主張します。私は庁舎対策委員長を頼まれて務めたので事情をよく知っています。その都度町は正当なようなことを説明しますが、実にみっともない姿勢です。

【副会長】

今までの経過はわかりました。しかし、ここで議会のような議論を始めると、都市計画審議会の審議すべき中身からどンドンずれてしまいます。先ほど、どなたかの意見にもありましたが、ここで決めることは決めた上で、後は行政の指導に任せればいいのかと思います。

正当な過程を踏んで学校法人が選定されたのだと都市計画審議会を考えるしかありません。それを前提に、町民のためどう町の財産をどう利活用するのかとか、どう町民が利便を受けられるようにするのかとか、無秩序に開発されてはまずいから地区計画の中に指標を決めて守らせるようにするとかの基盤づくりを話し合っています。もし過去の経緯の議論に深入りするなら、他の委員は発言できなくなります。都市計画審議会と議会とは違います。そうし

た議論は議会の中で丁丁発止やっていただきたいと思います。

【他委員】

(そのとおり)

【委員 E】

事業者募集をしたときは用途を決定していなかったとおっしゃいました。国際学園が選定されたことで、学校という用途が決まったということです。では、50年後に国際学園が学校事業をやめて土地を町に返却するときに用途は変えられるのでしょうか。他の目的に振り向けられずに、別の学校を誘致せざるを得ないのですか。

【事務局】

都市計画なので変更や廃止の手続きはとれます。50年先に調整区域であるかどうかの問題はありますが、市街化調整区域であるという前提を置けば、今審議をいただいているのと同様の手続きを踏まなければ変えられません。

学校がよければ次も学校を誘致しようという選択をすることはあります。別の施設が好ましいということであれば、また別に手続きを踏みます。

【委員 B】

地区計画について部長の回答をいただきたいのですが。要望になってしまうかもしれませんが、地区計画の中に寺坂に通ず道路を入れられないでしょうか。

【事務局】

エリアを決めた中での決定をします。現時点では道路付けをしない地区計画としています。道路は別にマリア道の整備をしている。将来的にはそれを寺坂まで抜けるようにすることを町として方針を持っていますので、別のものとして事業を進めていく予定です。

【委員 B】

それをこの地区計画の中に入れることは出来ないでしょうか。

【事務局】

この地区計画の中を含めることは難しいと考えます。

【会長】

いずれにせよ道路整備は行うのですね。

意見が出尽くしたようですので、これから採決に移りたいと思います。一つ御提案があります。首尾よく皆様の御賛同を得られたとしても、先ほど来、いろいろな議論がありますとおり、まだ契約のほうが決着がついていないという状態です。すぐ、ここでゴーサインで都市計画決定ということにすると、最悪の場合都市計画決定だけが残される場合があります。

ですので、今日もし皆様の御賛同を得て本件地区計画に了承が得られるとしても、一度私に預らせて頂いて、議会等でも契約の議論がちゃんと決着がついた段階で、都市計画審議会から町長に答申するというので、今後進めたいと思うのですが。

【全委員】

よろしいです。(全員了承)

【会長】

それでは、本件は都市計画法第19条第1項の規定に基づき当審議会の議を経て、町が都市計画を決定するものです。前回と今回の2回の審議を受けて、当審議会として賛否を明らかにしたいと思います。あまりやったことはありませんが、挙手により賛否を決したいと思い

ます。本地区計画の案に賛成の委員は、挙手をお願いします。

【全委員】

(出席委員 11 名。会長を除く 10 名のうち、挙手された委員 8 名)

【会長】

挙手多数により、議案第 61 号については案に異存無しということで、先ほどの前提条件を付して、決定いたします。答申については先ほど申し上げたように、私に預らせていただきまして事務局と相談の上、時期をみて町長にお出しするということにいたしたいと思いません。

事務局から何か確認しておきたいことはありますか。

【事務局】

ありません。

【会長】

以上で、本日予定されている事項が終了しました。

なお、関野好一委員は今回が最後の出席となります。関野委員は大磯町区長連絡協議会会長を務められ、その公益的なお立場から町民代表委員として当審議会でも御活躍いただきましたが、その役職を退任されるとのことで、それに合わせての都市計画審議会委員解嘱となります。長年にわたりましてどうもありがとうございました。

【両委員】

ありがとうございました。お世話になりました。

【会長】

それではこれもちまして、第 68 回大磯町都市計画審議会を終了します。長時間にわたりお疲れ様でした。

— 以 上 —